	B－5	アルミニウム、セルロイド 皮　革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,900 17,300 23,500 10,200	エアクッションソケットは、12,700円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、9,150円増しとすること。
	B－6	セルロイド 皮　革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,700 10,100 21,700 10,000	エアクッションソケットは、11,900円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,600円増しとすること。
	B－7	皮　革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,850 19,700 9,550	

別表の１の(1)のエの(イ)の義手用の項中「4,350」を「4,400」に、「7,450」を「7,500」に、「3,700」を「3,750」に改め、同義足用の項を次のように改める。

義足用	B－1	皮　革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	6,550 4,950 9,850	
	B－2	皮　革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	5,000 4,600 6,500 9,050 41,100	
	B－3	皮　革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	5,650 4,750 9,000 9,950 44,200	
	B－4	皮　革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	4,100 4,400 6,700 7,750 35,300	
	B－5	皮　革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,400 7,100 7,650	
	B－6	皮　革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	2,800 3,150 5,600	
	B－7	皮　革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	2,150 2,500 4,300	

別表の１の(1)のエの(ウ)の義手用の項中「19,000」を「19,100」に改め、同義足用の項中「31,600」を「31,700」に、「26,400」を「26,500」に、「31,100」を「31,200」に改め、同(ウ)の㈱３中「8,650円」を「8,800円」に改め、同㈱４中「10,200円」を「10,300円」に改める。

別表の１の(1)のエの(エ)の義手用ハーネスの項中「20,800」を「20,900」に、「10,400」を「10,500」に、「20,600」を「20,700」に、「9,500」を「9,550」に、「17,600」を「17,700」に、「2,350」を「2,400」に改め、同義足懸垂用部品の項中「14,800」を「14,900」に、「7,200」を「7,250」に、「6,250」を「6,300」に、「2,050」を「2,100」に、「2,200」を「2,250」に、「11,100」を「11,300」に、「8,550」を「8,600」に改める。

別表の１の(1)のエの(オ)の義手用の項中「5,450」を「5,500」に、「5,550」を「5,600」に、「1,800」を「1,850」に改め、同義足用の項中「9,900」を「10,100」に、「16,500」を「16,600」に、「3,200」を「3,250」に、「8,150」を「8,250」に、「14,700」を「14,800」に、「2,850」を「2,900」に、「7,400」を「7,500」に改める。

別表の１の(2)のウの義手用の項中「33,400」を「33,600」に、「35,600」を「35,700」に、「13,000円」を「13,300円」に改め、同義足用の項中「86,300」を「86,600」に、「54,000」を「54,300」に、「97,800」を「98,300」に、「140,800」を「141,300」に、「52,300」を「52,600」に、「72,400」を「73,000」に、「115,400」を「116,000」に、「40,500」を「40,600」に、「43,200」を「43,300」に、「65,100」を「65,300」に、「49,800円」を「50,300円」に、「54,200円」を「54,500円」に、「23,800円」を「23,900円」に改め、同ウの㈱２中「44,200円」を「44,500円」に改め、同㈱３中「7,500円」を「7,800円」に改める。

別表の１の(2)のエの(ア)の義手用の項中「8,800」を「8,850」に、「19,800」を「19,900」に、「5,000」を「5,050」に、「9,550」を「9,600」に、「8,400」を「8,450」に改め、同義足用の項中「34,800」を「35,300」に、「14,700」を「14,800」に、「47,400」を「48,200」に、「18,600」を「18,800」に、「27,100」を「27,300」に、「15,900」を「16,100」に、「24,000」を「24,200」に、「40,100」を「40,500」に、「18,100」を「18,400」に、「16,900」を「17,000」に、「24,600」を「24,700」に、「12,800」を「12,900」に、「11,800」を「11,900」に、「17,200」を「17,300」に、「23,300」を「23,500」に、「10,100」を「10,200」に、「15,000円」を「15,100円」に、「16,200円」を「16,900円」に、「16,000円」を「16,600円」に、「13,600円」を「13,800円」に、「6,300円」を「6,550円」に、「12,500円」を「12,700円」に、「8,800円」を「9,150円」に改める。

別表の１の(2)のエの(イ)の義手用の項中「4,350」を「4,400」に、「7,450」を「7,500」に、「3,700」を「3,750」に改め、同義足用の項を次のように改める。

義足用	B－1	皮　革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	6,550 4,950 9,850	
	B－2	皮　革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	5,000 4,600 6,500 9,050 41,100	
	B－3	皮　革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	5,650 4,750 9,000 9,950 44,200	